

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 4 回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成 29 年 8 月 4 日 (金) 午後 5 時 55 分 ~ 8 時 00 分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (3 名)	石塚孔信 竹中啓之 山本晃正	(敬称略)
	労側委員 (3 名)	喜納浩信 下町和三 新内親典	(敬称略)
	使側委員 (2 名)	内 道雄 濱上剛一郎	(敬称略)
	事務局 (4 名)	吉野労働基準部長 上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐	
議題	1 平成 29 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他		
配付資料	1 平成 29 年度県最賃結審状況		

石塚部会長

それでは、時間前ですが、全員お揃いになりましたので、ただ今から、平成 29 年度第 4 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。今日は、ご多忙なところ、夜にお集まりいただきまして、ありがとうございます。先ず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

上ノ原室長

本日は、公益側委員 3 名、労働者側委員 3 名、使用者側委員 2 名の 8 名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

石塚部会長

ありがとうございます。本会は成立しているとのことですので、それでは、早速審

議に入りたいと思います。それでは、審議の前に、事務局から現在の他局の結審状況について説明をお願いします。

平松補佐

それでは、お手元の資料を1枚めくっていただきまして、インデックスは付いておりませんが、1枚目の資料が現在、私共が把握しております全国の結審状況でございます。お手元の資料1には全国で12局の結審状況が書いてございます。Aランクが東京と神奈川を除く4局がいずれも8月3日に目安額同額で結審しております。Bランクにつきましても、3局で結審しております、いずれも目安額と同額でございます。Cランクも3局ございまして、こちらもいずれも8月3日に目安額同額で結審しております。私共が所属しておりますDランクでございますが、お手元の資料には2局記載がございます。上の方から島根局は目安どおりに740円で8月1日に結審しまして、発効日は10月1日になりました。続きまして、岩手局が22円引き上げられまして、738円、こちら目安どおりでございます、8月3日に専門部会が結審しているところでございます。また、ここには記載がございませんが、私共が現在把握している結審状況といたしまして、九州内の大分局が22円、目安どおりの引き上げで、737円で本日、専門部会が結審したことを確認しております。この他に熊本局も結審した模様でございますが、詳細は確認が取れてございません。以上、12局の結審状況でございます。以上です。

石塚部会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の結審状況の説明について、ご質問はありますか。

新内委員

我々が把握しているところでは、全部は言いませんが、福岡が24円、目安どおりで結審しております。熊本は22円で全会一致、沖縄が23円、使側反対ということで結審したと先ほど連絡がありました。宮崎はちょっとわからないですね。

石塚部会長

ここに書いてないところでは、大分が22円ということで結審、熊本は労側の情報によると目安同額で結審ですね。沖縄がプラス1の23円で結審したと、あと福岡ですが、これはCランクですが、結審していると、そのような状況だそうです。

あと何かございますか。

(意見なし)

石塚部会長

続きまして、前回、労側委員、使側委員から質問が出ていたと思いますので、そのことに対する説明をお願いします。

上ノ原室長

それでは、キャリアアップ助成金等について補足で説明させていただきます。資料番号2ということで配付させていただいております。前回の私の説明で一部誤っていたかもしれない箇所がございますので、最初にその訂正をさせていただきます。

処遇改善コースのうち、賃金規定改定コースは平成28年度もあり、前回お示した平成28年8月以降の分を含めたものが本日お示したものとなっております。また、キャリアアップ助成金は、制度拡充により3コースから8コースになっていますが、賃金規定改定コースはそのまま残っているものでして、この表にありますように、平成28年度は合計で32件支給決定されています。次に、28年度の8月以降の数字は本日、お示した数字になっており、平成28年度で438件、総額で3億3,205万円となっております。

また、申請の不支給についてですが、前回、平松補佐からも説明しましたが、担当に確認したところ、業務改善助成金、キャリアアップ助成金ともに、申請前に説明し、支給可能なものを受理して処理を進めておりますので、「原則として申請された場合には、支給されないということはない」ということでしたが、途中で要件に該当しないことが判明した場合は、申請者にその旨を説明しますと、申請者が自ら申請を取り下げることが希にあるとのことでした。以上です。

石塚部会長

前のご質問がありましたキャリアアップ助成金の額の中身と制度の利用の実態についての説明がありましたが、ただ今の説明について、ご質問はありませんか。

(質疑なし)

○ 石塚部会長

よろしいでしょうか。今回は、労働者側及び使用者側から、ともに具体的な資料に基づいて、それぞれの見解を述べてもらいました。そして、具体的な金額を提示していただきました。

まず、労側からは、最低賃金のあるべき水準、地域における労働者の賃金の推移、生活保護との整合性、生計費、地域における通常の事業の支払能力について、各種統計資料等を基に、現下の経済状況等に加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議や雇用戦略対話での政労使合意等を考慮し、Dランクの目安額である22円を上回る30円の引き上げを求めるとの金額提示がありました。

使側からは、22円の目安額については考慮するが、国の方針である3%アップという数値目標以外の根拠が見えてこないという考えをもとに、地方経済の現況、地域社会の危機、県内市町村の地域間格差についての使側の認識に基づいて、2年連続で20円を超える上げ幅であり、小規模事業者にとって多大な負担となること、賃金改定状況調査の第4表では、Dランクでは賃金上昇率は0.9%のままで伸びていないこと、中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の十分な成果が見られていないことから、0.9%の伸びとなる6円の提示がありました。

その後、平場での議論を経て、賃金改定状況調査の第4表の取扱い、県内の離島を含めた所得の地域間格差の問題、事業者の賃金支払い能力等について議論を行いました。そして、今後の部会の円滑な運営のために、公・労協議、公・使協議を行いました。その場では、各側の主張について再確認を行いました。

その結果、労側は25円、使側は目安額どおりの22円という再提示がなされましたが、事務局から提出があったキャリアアップ助成金の内容を確認したいこと、九州各局の審議状況を確認したいとの意見があったことから、これ以上の審議を進めることは困難であると判断して、引き続き、第4回の部会で審議を行うこととして、第3回の部会は終了しました。以上が前回までの議論でした。

本日は、まず、平場で議論を行ってから、前回同様に、公・労協議、公・使協議を行うかという前回同様の方法を取るのか、それとも労使ともにご意見、データを出されてのご説明等は出尽くした感がございますので、このまま公・労協議、公・使協議を行うこととするのか、どちらを進めるかと思っているところですが。平場の議論がまだありますか。

新内委員

平場をお願いします。

石塚部会長

では、平場でまず議論をしてからということにしたいと思います。

新内委員

本日は、特に配付用の資料は持ってきておりませんが、1つはもう少し中賃の目安にもありましたように、「非正規労働者の処遇改善が社会的な要請」ということで今年の目安は出ておりますし、それと、やはり鹿児島の特徴として、高校生の男子の卒業生は、今年、県内に就職した人は1,123人、そして、県外の就職者が1,326人で、県外の方が多いです。これは鹿児島と宮崎が、日本中でこの2県だけです。もちろん、賃金とかそういうことだけではなくて、いろいろな理由、「鹿児島だけでは働く場所がなかなかない」ということもあるだろうとは思いますが、やはり、県内に優秀な人材が、若者が残っていくためには、労働条件の底上げをしていくことは1つの方法だろうなと思っています。

それから、日本学生支援機構がそれぞれの大学ごとに、学生がどれだけ奨学金を受給しているのかということを出しています。武蔵大学の米田先生が県別に分けたところで見ますと、青森県の大学の学生は、これは短大も入っていますが、63%は奨学金を受けている。青森が一番高くて、それから、以下、次が沖縄、宮崎、長崎で、鹿児島は54.97%、そして、大分、熊本、岩手、佐賀、島根、高知、山形が同じようなパターンです。これらはみんなDランクです。そして、一番少ないのは千葉県の大学の学生は22%、東京は24%、愛知は32%、ここがAランクです。やっぱり、賃金水準の低い所は、奨学金を受けている率が高い、もちろんこの前提は、鹿児島県の出身者がということではありませんので、少し注意が必要だとは思いますが、そういう意味ではやはり大学生が社会に出るときに、鹿児島の大学を卒業されて、半分以上は借金を背負われて社会に出ていくと。今現実的には我々も、コンビニでアルバイトをしている人に話を聞いたりしていますが、「奨学金を借りているから、社会に出たときに少しでも返済が楽になるように、今からアルバイトをしながらお金を貯めているのです。」という学生の方もいらっしゃいました。それが、全部が全部だとはわかりませ

んが。

使用者側の意見にありました廃業の問題ですが、廃業が多いということは、我々もやはり危機感といたしますか、どうにかできる方法はないのかなということは感じております。ただ、その理由が、今年の中企業白書ですが、「業績が厳しい」というのが37.3%、これは複数回答ですが、次が、「後継者を確保できない」が33.3%、「会社の将来性がない」30.7%、「もともと自分の代で止めるつもりだった、一代限りで始めた」というのが30.7%、「経営者が高齢のため」というのが22.7%、「従業員の確保が困難になってきた」17.3%、「技能の引継ぎが困難」7.3%となっていて、最賃との関係があるかということになると、「業績が厳しい」とか、「会社の将来性がない」ということが最賃とはまったく無関係ですよとは言えないとは思いますが、この回答を見る限りは、最賃の引き上げが、あるいは極端に言うと最賃が仮にゼロであったにしても、廃業のところにとどれだけ影響があるかということです。

それと今年、22円のところまで使用者側委員の皆様にご協力をいただいて、22円ということで「目安ならOK」という回答をいただいております。それだと約3,400円の賃上げになると思います。やはり、低所得者層の賃金が現実に引き上がるということになると、これは消費にとっては非常に大きな影響があると思っておりますので、低所得者、先ほど1回目でも言いましたように、例えば、食費を我慢したり、病気になっても病院に行くことを我慢しているというところで、下支えになっているとすれば、もう少し、出来るだけ上げていく方向で検討をお願いしたいと思います。

それから、景気の回復状況ですが、沖縄は非常に良くて「拡大している」という表現になっています。九州では、福岡は見えていませんが、熊本が「穏やかに回復している」ということで、熊本もいいのだろうなど。あとは、鹿児島以外は「穏やかに持ち直している」、これは財務事務所の表現ですので日銀とは若干違いますが、九州は「穏やかに持ち直している」と宮崎、大分というところで。長崎、佐賀、そして、鹿児島は「持ち直している」ということで、各局と比べて、景気状況は以前と比べるとよくなっていることは間違いのないだろうと考えています。

それと、キャリアアップ助成金ですが、正直言いまして、昨年度2016年度に3億3,205万円の助成がなされたというのは非常にびっくりしているところであります。これをどう評価するかというのはいろいろあると思うのですが、例えば、この3億いくらかというのを影響率のベースになる26万人余りで割ると、単純に割ると1人で1,200

円を超えます。あるいは、去年は21円の引き上げでしたから、これを一般労働者の平均的な働き方である160時間で割ると、1年分を21円引き上げたことになる、1年分の原資が8,200人分出ます。8,225人。あるいはパートの場合には、平均的な労働時間が月93.1時間ですから、14,000人分の去年の引き上げの1年分の原資がこのキャリアアップ助成金で賄える金額だということで、非常にこの金額が多いか少ないかというのは意見の分かれるところではありますが、こういう部分からいくと、これで支援が十分だと私どもは思っていませんが、それなりに国として、制度をきっちり活用している企業にとっては、非常に助かっている制度だなと思っております。

それともう1点だけですが、我々は上げる、上げると言っているばかりではなくて、実は、鹿児島県の議会でもいろいろなことを要請しており、去年が21円、その前が16円だと思いますが、ここ数年大幅に上がっていますので、実は自治体の業務委託の企業が契約金額が上がらないということが現実にありますので、そういうことで、効果があったのは鹿児島県議に、我々の推薦している議員の皆さんに、どうにかならないのかということで相談して、いくつかチェックしてもらって、ここ数年契約金額が上がっていないところについて、いくつかは、県議会の方で努力をしてもらって、予算措置を認めてもらって、契約金額が上がったということもあります。今年は9月議会で、今年の金額も大幅に上がるということで、改めて議会の場で、県として委託の契約金額の総合的な見直しをするようにということを、議会の場で発言してもらおうようにしています。すべてがそれで上がるとは思いませんが、そういう努力も我々はしていることだけは報告しておきたいと思えます。以上です。

石塚部会長

今、労側から6点ほどお話がありました。1番目は、最低賃金が低いということと直接的に関係があるかどうかということですが、相対的に賃金が低いということは、高校の男子の新卒の就職者が県外に出て行く方が多い、鹿児島県と宮崎県が多いということになっているわけですが、結局、そのことで優秀な労働者が県内に残らないという事実、状況があるのではないかとということが1点。それから奨学金の問題で、やはり最低賃金の低い所の子供たちが、やはり奨学金を借りていると、それに対してAランクの所は非常に奨学金を申請する割合が低いと、なので、そもそも就職する時点で奨学金の返済という負債を背負いながら社会に出ていく状況になっている。3点目

は、「廃業が多い」ということがよく言われるけれども、その理由を見ると、「業績が厳しい」とか、「後継者がいない」とか、「一代限りで終わるつもりだった」とか、「従業員がいない」とか、そのような理由が挙げられていると、大きな意味では最賃との関係がないとは言えないけれど、最低賃金と直接的な関係というのは、そこまでないのではないかと。それから景況については、これが九州全域について「穏やかに回復してきている」ということで良くなってきているのではないかと、その中で、鹿児島の場合は、穏やかとか緩やかではなくて、「持ち直している」という表現がされているということで、鹿児島の景況はそんなに悪くないのではないかと。それから、キャリアアップ助成金について、この額が非常に大きい、昨年最賃の状況を考慮すると8,000人、あるいは14,000人以上分を賄うことができているのではないかと。それから、労側としては、使側がなかなか大変なことはわかっているということで、鹿児島県の県議会等に業務委託についての契約金額を上げてもらうという努力をしている、そのことによって使用者側への配慮も十分考えているのだと、だいたい6点について、労側からの状況の説明がありました。他に何かございますか。

下町委員

子供の貧困というのは、県はいろいろと調査をしましたが、全国的な調査では、鹿児島は全国3位です。1人親家庭の所があるのですが、全国平均が5割という状態ですので、特に1人親家庭、母子家庭の所は、子育てのためには正規の社員になれないという事情があったりして、やはり最低賃金に近い所の賃金で働いていらっしやると思うのです。ですから、就職の件も先ほどありましたが、相対的な子供の貧困のこと、それから大学への入学率、これも全国最下位にあるわけです。様々な要因があるかと思いますが、近くに大学がないこともあるし、遠くに出すには費用もかかるということもあると思います。最低賃金が目安になって、全体の相場感が作られていくでしょうから、それらが大きな作用で、例えば、鹿児島の賃金は福岡に比べると低くなっていくとか、首都圏に比べてとても低いということもありますので、隣の熊本とか宮崎は、最賃はそう変わりませんが、新幹線が通ってしまっていて、福岡に行くことができるわけです。全体的な賃金体系の所まで響いていくと、若い人たちは福岡に行ってしまう、ということがあるので、やはり鹿児島をどう元気にするかということもありますし、格差をどう縮めていくかということも、特に配慮をしてほしいなど。確かに中

小企業の皆さんはきついかもしれませんが、「鹿児島に人が残る」、「鹿児島で仕事をしてもらおう」、その後のための要素が、やはり最低賃金だと思います。いくらかでも頑張っ先を見据えながら引き上げをしていくということが大事だと思います。

以上です。

石塚部会長

ただ今のお話は、子供の貧困の問題で、それが鹿児島は全国で下から3位ということで、最低賃金の近くで働いている親が多いということになると、相対的貧困率と言われていますが、それが高い、それがひいては大学の進学率が低いということにもなっている。最低賃金が基本的には目安になって、他の賃金の体系になっている。これはよく言われるわけですが、相場感がそこで形成されるということが考えられるのではないか。格差があるということであれば、交通機関の発達によって、賃金の高い他県に行ってしまう。九州であれば、福岡に行ってしまう。なので、そういった格差を是正する、鹿児島で残って働いて頑張ってもらおうということを考えても、最低賃金を上げていくことも必要だと、そのようなことをまとめていただいたのですが、今、労働側からそのような意見が出ましたが。

喜納委員

現場、企業、組合の両方からお話を聞いているところですが、流通、小売り、それからサービス、食品加工、販売、レストランの関係を含めて、中小の製造もあります。が、どこもここ3年人手不足で、パートタイマー、短時間さんが入ってこない状況が続いています。最低賃金の引き上げについては、未就労の女性から若年の未就労者、高齢者の労働市場への参入、誘因効果を私は持っていると思いますので、是非、そういう方々が、この最低賃金だったら働きに出ようと、そういうことを是非使側の皆さんも考えていただきたい。それに伴って、そのせいもあって、正規社員の所でもパートさんが足りないの、長時間労働、これはずっと鹿児島の課題ですが、その是正効果も私は出ると思っています。また、最賃が上がることで効率的な仕事をしようということで労使が取り組めば、パートさんについても長時間になっている部分もあるので、そういう効果を是非、審議会の皆様についてもご判断いただきたいと思っています。

それからもう1点は、大企業は内部留保を持っていますから、そこと中小企業の適正な取引関係の推進の要因にも使っていきたい。今、特に運送、運輸関係の所は注目を浴びていますが、鹿児島にある当方の組合に入っている運送会社、56名ぐらいの規模ですが、18年間、荷受けの運送代金が据え置きのままということで、今年については、交渉すると、このままでは続けていけないということで非常に運送関係の所が苦慮していましたが、いろいろな今の問題の中で課題になっていることで、引き上げて、荷受け料を、それから賃金を引き上げて、なんとか雇用を確保していきたいということを経営者も努力をするということで、今、取り組んでいます。

そういうプラスの面も是非、ご配慮いただいて、使側の皆様についてはご検討いただきたいと。今後、鹿児島については、「西郷どん」も始まりますし、明治150年、国体、いろいろなプラス要因があるし、今後、まだ経済的なプラス要因があると思いますので、何度も言うが使側の皆様から嫌がられるかもしれませんが、やはり、鹿児島の働く仲間が、今の所聞くと沖縄も1円上げて鹿児島と同じ最低賃金になる。つまり、全国一低い最低賃金で鹿児島の労働者の方も働くことになりますので、労側もそこだけにこだわるわけではありませんが、是非、労使で少しでも引き上げた中で、働いてもらうということを是非ご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

石塚部会長

先ほどのご意見と同じ方向性ですが、とりわけ流通、小売り、食品加工、中小の製造業といったところでは、人手不足が続いている。そういった時に、女性や若年労働者、高齢者の労働者たちが働ける環境作りをするためにも、最低賃金を引き上げる必要があるであろう。それから、人手不足による正規社員の長時間労働も解消することが出来るのではないか。また、それによって効率的な労働ということも可能になってくるのではないか。それから、大企業と中小零細の取引関係、これがやはり大企業は力関係が強いということで、特に運送関係では、それが非常に強い状況にある。価格が据え置かれるということで、それを改善していくこと、そういった努力をしてそれによって賃金が引き上げられるという方向性に向かっているということです。それから、鹿児島にとっては、観光についてのプラス要因、いろいろなイベントがあるということで、それによって鹿児島で働く人たちが、良い環境で働ける。それと先ほどの

情報で沖縄が1円プラスということになりましたので、このままだと全国で最低の賃金になるので、それはやっぱり鹿児島で働く人たちの環境としてはどうかと、そういった状況が今あるので、最賃を上げてほしいというご意見だったと思います。

今、労側の3者から鹿児島の労働者の状況と経済状況等から、最低賃金を上げる方向で考えてもらえないかというご意見だったと思いますが、使側から何かご意見はございますか。

濱上委員

我々も最低賃金を上げないと言っているわけではありません。

我々なりの判断として、一応、「6円」という数字を前回出させていただきましたが、我々もやはり目安が示されて、この目安というものにも根拠はないのではないのかなと思いつつも、やはり考慮はする、もっと言えば、尊重はすべきだろうということで、前回の段階で22円という非常に大きな額だと思えます。去年が21円で、今回が22円。「上げない」と言っているわけではありません。22円だったら我々も賛成をします。

先ほど縷々おっしゃいました。それはもっともで、私どもも、体力に合った形で上げられるところは、上げていくのだと思うのですが、それはそれとして、最低賃金というのは学生アルバイト、高齢者の方とか、そういうすべての人に当てはまるものなので、どうしても先行きが不透明な中で、やはり、どうしてもマイナスの心理を持つ経営者もたくさんいます。それから、小企業、中小はまだいいですが、小規模が多いのですが、やはり、先ほど新内委員がおっしゃいましたけれど、やはり37%という一番高い所が業績不振のことをおっしゃるものですから、そういった意味で言えば、つらい部分があります。

しかし、先ほどから言いますように、私どもも22円という大幅アップについては、「いいですよ」ということを申し上げていますので、そこについてはご理解いただきたいと思えます。

新内委員

こう言っては失礼なことだと思うのですが、前回で22円に使用者側委員がOKを出されたということには、実はびっくりしていますし、我々は他県の状況も、ほぼ結審

があれば、そこに使用者側委員がどのような対応を示されたかということもメールで全部、逐一報告をするようになっていきます。その中で、ここ数年の鹿児島県の使用者側委員の皆様は、向いている方向性は一緒だろうなど。中には、「労働者を守らないで、経営者を守ればいいのだ」ということを発言される、それから、「最賃さえ超えていれば、それでいいのだ」と審議会の場でおっしゃる県もあるわけです。そういう所から比べたら、方向性が一緒だし、100%議論がかみ合っているわけではありませんが、22円を賛成していただいたことには、非常に感謝しておりますが、我々は、もう少し、上乘せをしていただけないかということで、たかが1円か2円かという話もあるのですが、これはやっぱり、毎年、非常に大きな部分になってきますし、企業にとっても大きな部分、とくに零細と少し規模の大きい所というのは、私たちは集計の取り方が違って、やはり、収益構造から見ると、労働集約型の企業にとって、非常に大きな負担になっているということは、我々も理解していますし、それをもって耐えられるのかというのは、喜納の言うところの組合にも、私もその組合の人たちに組合として本当に大丈夫なのかということも、毎年聞いています。中小のビルメンの組合だか、そういうところでも、やはり、企業が将来に、どっちが大事ということではなくて、両方大事ですが、「単純に上げればいいということで、本当にいいのか」ということは、毎回聞いて、今回も今日もある組合に行って聞いてきて、「22円までは、使用者の皆さんはOKを出してもらっているよ」と話したところ、そこは、いくつかビルメンの組合を組織化していますので、厳しい所もあるが、労働組合の見方としては、もう少しぐらい、この段階でも750円ぐらいまでだったら、どのところも大丈夫だろうと言っていました。ただ、「750円出せ」と言っているわけではありません。そういう意味では、もう少しプラスする余地があるのかなと思っています。

内委員

今、濱上委員からお話があったとおり、中賃の22円ということなのですが、あくまでも私の考えは、あくまで最低賃金なのだ、最低賃金を決めている話であって、この最低賃金で、募集をかけても来ません。事実、使用者といたしましても、1日を持って余っていて、仕事を、アルバイトをして、そういう方の中には最低賃金のことを言わない方もいらっしゃるのです。そのようなことを鑑みると、やはり、最低賃金はあくまでも最低賃金でいいのではないかと。この最低賃金で雇っている所が何%あるの

かはちょっと把握しておりませんが、そんなに多くはないのではないかと思います。スーパー関係とか、コンビニとかそういう所ではあるかもしれませんが、パート、学生さんなどを使っていらっしゃるから、あるとは思いますが、本当に、あくまでもこれは最低賃金でいいのではないかと考えているところです。それはそれで、22円で納得していただければと、他の委員の方にもお願いするわけですが、是非、そのへんで、というわけでもないのですが、私は高い賃金で労働者を雇っているものですから、本当は上げてあげたいのです。しかし、中には、おっしゃったように零細の所もあります。最低賃金よりちょっと高い金額で雇っている経営者もいらっしゃいます。そういうところを、やはり助けていかなければならないと思うわけです。それはそれでいいのですが、この表を見た時に、「沖縄が23円だから、1円多いではないか」と、思うかもしれませんが、私の考えでは、沖縄と宮崎は絶対23円は来ると、なぜかと言えば、去年1円安いわけですから。Dランクのレベルにすると1円上げざるを得ないですよ。737円にならないから、上げてきたのだらうと私は理解しています。ただ、景気がいいからとか、やや持ち直していると、おっしゃいましたが、そうだと思いますが、そういうところを考えると、宮崎もおそらく足並みを揃えて23円で来るのではないかと思います。そして、この妥結した所を見ても、最初に決まったところは、被害のあったところだけになっています。島根にしても、熊本は去年でした。まだ、復興していません。ですから、なぜかという、これは国のお金が出ているから早く決めないといけないような塩梅になっているのかと、私は察するのですが、そういうのもあるのではないかと考えているところです。だから、早い結審になっているのではないかと考えるところでもあります。以上です。

石塚部会長

今のご意見は、「最低賃金は、あくまで最低賃金だ」と、実際にはその最低賃金で雇用している割合はそんなに大きくないかもしれないが、下限を規定するものであるわけだから、最低賃金というものは、現況の賃金とは若干違うということにとらえてもいいのではないかとということだったと思いますが、他に何かありますか。

喜納委員

今、内委員がおっしゃった実態、確かに流通と飲食を提供するところでは、最賃に

張り付いているかということについて、私は、比率は調べてはいませんが、正直言って私の所にもいらっしゃいます。その経営者の方とお話するのですが、「されど最低賃金」だとおっしゃっています。「最賃が上がれば、上げる」とおっしゃっています。そのように余力は持っていると思います。私から言わせてもらおうと、数字をオープンにしてくれないですが、だから、すごく最低賃金というのは働く側にとって大事です。「最低賃金が上がらないと、上げない」という経営者の数はわかりませんが、いらっしゃるので。そこで、私たちが1円でもこだわるのは、そういう意味合いを持っているので、1年間頑張って働いた人、能力が上がった人、みんなが使用者側委員のような経営者であればいいのですが、そうではないところについては、「働き手のことを思っていたきたい」と労側が思っていることは、そのことだけ申して添えておきたいと思います。

内委員

もう一言いいですか。

石塚部会長

はいどうぞ。

内委員

労側の方々もご存じとは思いますが、経営者は、1円時給が上がることによって、日給、月給が上がれば、社会保険、年金、40歳を過ぎると介護保険、全部上がるのです。負担は折半です。会社にとっては、下がったのは、1000分の3に下がったのは雇用保険だけです。これは、もらう人がいないから、そうなったのかもしれませんが、それでも会社負担は1000分の6です。個人は3でも、会社は6です。そういう面からすると、小さなことかもしれませんが、負担は大きいです。うちの会社には、たった十数名しかいませんが、月に100万円ぐらい払っています。個人負担が50万円だと、あとの50万円は会社負担ですから、一挙に毎月通帳からぱっと100万円引かれていると、今月まとめてきて、これからどうなるのかと頭を悩ましています。

新内委員

我々も一緒ですよ。名目賃金から、社会保険料とか税金とか引かれて、たったこれだけかと思えますから。そういう意味で、先ほど喜納委員が少し話をしましたが、金額審議をしながら支援策をどうしようかというのはなかなか難しいとは思いますが、やはり、連合としては、審議会で「金額を上げろ、上げろ」というばかりではなく、ここから先は、支援策がこのままでいいのかと、公労使がどこかの場で知恵を出していかなければいけないのかなと思っています。そういう意味ではやはり、お互い本音で行くと、使用者は低い方がいいし、我々は賃金ですから高ければいくらでもいいというところではあるのですが、そこは節度ある議論をしながら、それと部会長もそうだと思いますが、悩ましいのは小さい所、そういう所が上げた時にどういうマイナスの影響がどれだけ出てくるか見えてこないというところがあると。そこらへんはやはりキャリアアップ助成金、私たちはびっくりした金額だったのですが、これがこのままの制度でいいのかどうかということも、逆に言うと使用者側としても「こういう制度に変えてもらえれば、賃金の引き上げにつながるよ」ということを出していただければ、もっとすっきりするだろうなと思います。

石塚部会長

いろいろな政策の問題とか、そういうものが絡むので、いつも悩ましい問題はそこですよね。ここで提案をしたところで、短期的に何かが変わるわけではない。

新内委員

変わるわけではないですが、やはり、いろいろな制度について、変えて欲しい所があれば言い続けていくことによって変わっていくことも、行政にはあると思うのです。

石塚部会長

それはそうです。

新内委員

特に自治体は。そういうことは審議会の仕事ではないということで、蹴っていいのか、この頃少し疑問に思うようになりました。そう思っているものですから。

石塚部会長

中長期的には、それを積み重ねていけば、何か出てくればいいなというところは、あるのですが、

新内委員

最賃なども典型的な例ですよね。以前と比べると、我々は「格差が広がっていくといけない」と言いますが、実態では毎年の差はそれ程なくても、1円ぐらいだったらいいかなと思っても、結果的にみると非常に大きな差になってきているので、やはりこれは、積み重ねを継続していく必要があるだろうなと思います。

石塚部会長

だいたい、ご意見は尽きたかなと思います。「方向性はそれほど変わらない」ということは確認できたと思うのですが、ここでは、今年度の額を決めなければいけないという、非常に辛い作業があります。平場で意見を出していただいたので、これから先は、具体的な賃金額の水準を決めていくということになります。

なかなかそういう議論はしにくいということになりますので、ここから先は、個別協議に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、まず労側をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(労側異議なし)

石塚部会長

それでは個別協議に入ります。では最初に労側の方からお願いします。

(公労個別協議)

(公使個別協議)

石塚部会長

それでは、再開します。

これまで、労使双方のご意見をお伺いしてきました。双方のご意見にはまだ隔たりがあるということで、結審には至らないようでございますので、お互いどれだけ歩み寄れるかを検討していただいて、7日の第5回専門部会に臨んでいただければと思います。今日はちょっと決められませんので、次回には歩み寄れるように、また、お考えいただければと思います。

それでは最後の議題の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

上ノ原賃金室長

先ほどから話題に出ていましたように、ご存じのとおり、台風5号が九州に接近しているということで、今後の天候がかなり厳しいのではないかと考えられます。そこで、7日の午前中の専門部会をこのまま開催してもいいのかということもありますし、また、委員の皆様安全ということにも十分配慮しなければならないということを考えますと、7日の午前中に計画している第5回専門部会の時間を変更してはどうかという提案です。そうなった場合には、何時から開始をするのかということと、時間によっては本審と間隔が生じた場合はどうするのか。本審が一応、午後6時からということで計画されておりますので、専門部会と本審の時間が空いたりすると、その間、委員の皆様にはどうしていただくのか、また、専門部会と本審の時間が近づきすぎると、専門部会での審議時間を十分に確保できなくなる可能性が生じますので、そのところを考慮していただいて、ご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

石塚部会長

今、事務局から提案があったように台風5号が接近しており、どうやら直撃の様相を呈していますので、どうも天気予報を見ると7日の午前中はまずいのではないかと考えてございます。ですから、これを午後に変更したいと思うのですが、生憎私は3時間目が試験です。12時50分から2時半までで、終わってから急いで来ても、3時以降でないとなかなか難しいかなということですので、7日の3時半で良いですか。

平松室長補佐

その日の午後は内委員が不可と返事をいただいていたのですが。

石塚部会長

内委員はどうですか。

内委員

いいですよ。7日は、午後からどういう審議をするのですか。

石塚部会長

まだ、今日の続きを行います。

内委員

平行線でしょう。平行線ですよ。どうですか。

濱上委員

まだ、各局の状況を見るということですか。

石塚部会長

それもあります。

上ノ原賃金室長

もともと、第5回の専門部会は、当初から午前中に開催する予定でしたが、その開始時間が台風の影響で午後に変更になったということです。

濱上委員

そうですね。第5回の開始時間が変更になったということですよ。

石塚部会長

お互いにいろいろと考えていただく時間がありますので。土日もありますし。それ

も要らないと言われると議論する必要もなくなるわけですので。やはり、ここは議論をする場ですから、審議をお願いしたいと思います。

では、3時半からでよろしいですか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、次回は7日の15時半からで、台風が停滞して迷走したりしたら、また、ご連絡をお願いします。

平松室長補佐

その際は、電話とメールの両方でご連絡を差し上げますので、状況に問題がないようであれば、15時半にこの場所にお集まりいただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

濱上委員

ということは、午前はなしということですか。

石塚部会長

はい。

平松室長補佐

午前中の審議は変更して、15時30分にお集まりいただきたいということです。そして、本審の開始予定時刻は18時となっております。岩重委員は今日は東京におられるということで、後で、連絡しておきます。

濱上委員

先ほど連絡しましたところ、大丈夫とのことでした。私から伝えてもいいです。

平松室長補佐

申し訳ありませんが、この場でお願いできますか。

濱上委員

今ですか。わかりました。

竹中委員

台風の進路によっては、午後もわからないということですが、その判断は事務局の方でしていただくことでいいですか。

石塚部会長

一応、私と話をさせていただいて、そこから連絡がいくということになっています。

山本委員

すると、7日の本審も台風の影響で出来なくなる可能性もあるわけですか。

平松室長補佐

台風が迷走した場合はあるかもしれませんが、あまり考えたくはないですが、仮に採決をするにしても、ある程度の議論は出尽くしたという、ご理解いただきたいということを事務局は考えておりますので、今後も当然審議は続きますし、この後に県最賃が終わりましても、産業別の最低賃金ですとか、運営小委員会ですとか、今年の審議もまだ半分残っておりますので、反対は仕方がないにしても、ある程度ご納得、ご理解いただけたところまでは審議をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

濱上委員

岩重委員は8月7日、3時半は大丈夫とのことですよ。

石塚部会長

ありがとうございます。

それでは、次回は8月7日、午後3時半から開催したいと思います。

それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員をお願いします。

それでは本日は遅くなりましたが、これをもちまして第4回専門部会を閉会します。どうもご協力ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員